

藤枝市教育委員会

令和8年5月定例会議案

令和8年5月21日

藤枝市教育委員会 5 月定例会議事日程

日 時 令和8年5月21日（木）午前10時から
場 所 藤枝市役所西館3階 特別会議室

開 会

会議録署名委員指名

委員

委員

日 程 第1

第14号議案	藤枝市立小・中学校通学区域審議会委員の委嘱について	-P 1-
第15号議案	藤枝市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について	-P 3-
第16号議案	藤枝市社会教育委員の委嘱について	-P 5-
第17号議案	藤枝市立図書館協議会委員の委嘱について	-P 7-
第18号議案	藤枝市郷土博物館協議会委員の委嘱について	-P 9-
第19号議案	藤枝市文化財保護審議会委員の委嘱について	-P 11-

日 程 第2

・諸般の報告

○図書課

・国際ソロプチミスト藤枝からの大型絵本等の贈呈について -P 13-

閉 会

次回教育委員会予定

（定例会）令和8年6月25日（木）午後4時（西館3階特別会議室）

藤枝市立小・中学校通学区域審議会委員の委嘱について

藤枝市立小・中学校通学区域審議会条例（昭和 60 年条例第 7 号）第 3 条の規定により、別紙の者を藤枝市立小・中学校通学区域審議会委員に委嘱する。

令和 8 年 5 月 21 日 提出
藤 枝 市 教 育 委 員 会
教 育 長 中 村 禎

（提案理由）

藤枝市立小・中学校通学区域審議会委員 10 名の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱したく提案するものです。

藤枝市立小・中学校通学区域審議会委員（案）

No.	氏 名	役 職 名 等	新任・再任	備 考
1	室田 章善	藤枝第9自治会長（藤枝地区支部長）	新任	1号
2	桑原 正美	岡部第1自治会長（岡部地区支部長）	新任	1号
3	宇賀神 菜那	藤枝市PTA連絡協議会会長（藤岡小学校PTA会長）	新任	2号
4	前島 和明	藤枝市PTA連絡協議会副会長（朝比奈第一小学校PTA会長）	新任	2号
5	森木 静	藤枝市PTA連絡協議会家庭教育委員会ブロック長（岡部小学校家庭教育委員）	新任	2号
6	鈴木 直	広幡中学校長	新任	3号
7	村松 一伸	高洲南小学校長	再任	3号
8	井鍋 敬子	高洲小学校長	再任	3号
9	池谷 直子	元藤枝中学校部活動指導員、静岡雙葉中学校・高等学校英語科非常勤講師	再任	4号
10	仲山 清子	藤枝地区保護司会副会長兼総務部長	再任	4号

任 期	令和8年4月1日～令和10年3月31日（任期2年）
変更理由	任期満了による

【藤枝市立小・中学校通学区域審議会条例】（昭和60年条例第7号）抜粋

第3条（組織）

- 1 審議会は、委員12人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者から教育委員会が委嘱する。
 - （1）自治会代表者
 - （2）小・中学校PTA代表者
 - （3）小・中学校長
 - （4）学識経験を有する者

藤枝市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

藤枝市立学校給食センター条例（昭和 54 年藤枝市条例第 13 号）第 6 条及び藤枝市立学校給食センター運営委員会規則（昭和 54 年藤枝市教育委員会規則第 7 号）第 2 条の規定により、別紙の者を藤枝市立学校給食センター運営委員会委員に委嘱する。

令和 8 年 5 月 21 日 提出
藤 枝 市 教 育 委 員 会
教 育 長 中 村 禎

（提案理由）

藤枝市立学校給食センター運営委員会の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱したく提案するものです。

藤枝市立学校給食センター運営委員会委員（案）

No.	氏 名	役職名等	新任・再任	備考
1	鈴木 千晴	瀬戸谷小学校長	新任	1 号
2	中野 明子	稲葉小学校長	再任	1 号
3	鈴木 浩正	葉梨西北小学校長	新任	1 号
4	杉村 高幸	P T A連絡協議会 代表（高洲南小）	新任	2 号
5	西 ひとみ	P T A連絡協議会 代表（西益津中） 西益津中学校 保護者代表	新任	2 号
6	澤戸 真季子	藤枝小学校 保護者代表	新任	2 号
7	寺島 雅之	青島東小学校 保護者代表	新任	2 号
8	山田 赳也	葉梨小学校 保護者代表	新任	2 号
9	中村 允哉	稲葉小学校 保護者代表	新任	2 号
10	石川 敬太郎	広幡小学校 保護者代表	新任	2 号
11	久保田 紗弓	藤岡小学校 保護者代表	新任	2 号
12	加藤 裕昭	高洲南小学校 保護者代表	新任	2 号
13	花島 由香理	青島北小学校 保護者代表	新任	2 号
14	朝比奈 慎二	青島中学校 保護者代表	新任	2 号
15	松本 千鶴	大洲中学校 保護者代表	新任	2 号
16	下田 浩嗣	瀬戸谷中学校 保護者代表	新任	2 号
17	山村 具子	青島北中学校 保護者代表	新任	2 号
18	皿池 照美	岡部中学校 保護者代表	新任	2 号
19	小林 正明	志太医師会 代表	再任	3 号
20	佐々 裕一郎	中部健康福祉センター 衛生薬務課長	新任	4 号
21	安藤 厚志	学校教育監	新任	4 号

任 期	令和8年4月1日～令和9年3月31日（任期1年）
-----	--------------------------

変更理由	任期満了による
------	---------

【藤枝市立学校給食センター条例】(昭和54年条例第13号)抜粋

第6条(運営委員会)

- 給食センターの適正かつ円滑な運営を図るため、藤枝市立学校給食センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。
- 運営委員会は、給食センターの運営に関する重要な事項について審議する。

【藤枝市立学校給食センター運営委員会規則】(昭和54年藤枝市教委規則第7号)抜粋

第2条(組織)

- 運営委員会は、委員40人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから藤枝市教育委員会が委嘱し、又は任命する。
 - 藤枝市立小・中学校長
 - 藤枝市立小・中学校のP T Aが推薦する者
 - 藤枝市立小・中学校校医
 - その他教育委員会が必要と認める者

藤枝市社会教育委員の委嘱について

社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 15 条及び藤枝市社会教育委員条例（昭和 29 年藤枝市条例第 34 号）第 2 条の規定により、別紙の者を藤枝市社会教育委員に委嘱する。

令和 8 年 5 月 21 日 提出
藤 枝 市 教 育 委 員 会
教 育 長 中 村 禎

（提案理由）

藤枝市社会教育委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱したく提案するものです。

藤枝市社会教育委員（案）

No.	氏 名	役職名等	新任・再任	備考
1	堀井 啓幸	常葉大学 名誉教授	再任	学識経験
2	成田 伸明	藤枝地区保護司会 研修部長	再任	社会教育
3	吉田 光利	藤枝市学校サポーターズクラブ 統括推進員	新任	社会教育
4	勝見 瑞穂	校長会 朝比奈第一小学校長	再任	学校教育
5	清水 久道	藤枝市自治会連合会 副会長兼会計	新任	社会教育
6	渡村 洋子	藤枝市文化協会 副会長	新任	社会教育
7	中田 久男	NPO法人藤枝市スポーツ協会 専務理事	再任	社会教育
8	菊川 厚代	ひろはたっこ子ども教室実行委員会 委員長	再任	家庭教育
9	都築 博子	静岡理工科大学 非常勤講師	再任	学識経験

任 期

令和8年4月1日～令和10年3月31日（任期2年）

変更理由

任期満了による

【社会教育法】（昭和24年6月10日法律第207号）抜粋

第15条（社会教育委員の設置）

- 1 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。
- 2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

【藤枝市社会教育委員条例】（昭和29年6月28日条例第34号）抜粋

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条第1項の規定に基づき、本市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

第3条 委員の定数は、10人以内とする。

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

藤枝市立図書館協議会委員の委嘱について

図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 14 条及び藤枝市立図書館条例（昭和 54 年藤枝市条例第 15 号）第 12 条により、別紙の者を図書館協議会委員に委嘱する。

令和 8 年 5 月 21 日 提出
藤 枝 市 教 育 委 員 会
教 育 長 中 村 禎

（提案理由）

藤枝市立図書館協議会委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱したく提案するものです。

藤枝市立図書館協議会委員（案）

No.	氏 名	役 職 等	新任 再任	備 考
1	坂 田 尚 子	静岡福祉大学子ども学科教授	再任	学識経験
2	勝 又 俊 夫	藤枝図書館友の会会員	再任	社会教育
3	杉 村 悦 子	藤枝橘幼稚園園長	新任	学識経験
4	竹 内 一 美	図書館ボランティア	再任	社会教育
5	江 崎 直 利	(株)藤枝江崎書店代表取締役	新任	学識経験
6	井 出 紀 美 子	藤枝子どもと本をつなぐ会会長	再任	家庭教育
7	鈴 木 浩 正	藤枝市立葉梨西北小学校校長	新任	学校教育
8	池 田 ま り 子	静岡県子ども読書アドバイザー	新任	家庭教育

任 期	令和8年4月1日～令和10年3月31日(任期2年)
-----	---------------------------

変更理由	任期満了による
------	---------

※根拠法令（図書館法の抜粋）

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

※選任組織区分（藤枝市立図書館条例の抜粋）

第12条 （図書館協議会）

- 1 法第14条第1項の規定による藤枝市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。
- 2 協議会の委員(以下「委員」という。)は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の定数は、10人以内とする。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任を妨げない。

藤枝市郷土博物館協議会委員の委嘱について

博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 20 条及び藤枝市郷土博物館条例（昭和 62 年藤枝市条例第 11 号）第 17 条の規定により、別紙の者を藤枝市郷土博物館協議会委員に委嘱する。

令和 8 年 5 月 21 日 提出
藤 枝 市 教 育 委 員 会
教 育 長 中 村 禎

（提案理由）

藤枝市郷土博物館協議会委員の退任に伴い、新たに委員を委嘱したく提案するものです。

藤枝市郷土博物館協議会委員（案）

No.	氏 名	役 職 名 等	新任・継続	備 考
1	井出 紀美子	藤枝子どもと本をつなぐ会会長	継続	家庭教育
2	鈴木 浩正	藤枝市立葉梨西北小学校校長	新任	学校教育
3	富田 國子	藤枝商工会議所女性会会長	新任	学識経験
4	谷口 正昭	静岡産業大学経営学部教授	継続	学識経験
5	小笠原 博之	藤枝市観光協会事務局長	新任	学識経験
6	三須 貞佳	藤枝市立藤枝中学校校長	新任	学校教育

任 期	令和7年4月1日～令和9年3月31日（任期2年） （残任期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日）
-----	---

変更理由	任期途中で委員退任による（4名）
------	------------------

【藤枝市郷土博物館条例】（昭和62年条例第11号）抜粋

第17条（博物館協議会）

- 博物館法第20条第1項の規定に基づき、博物館に藤枝市博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。
- 協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。
- 委員の定数は、10人以内とする。
- 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 委員は、再任を妨げない。

藤枝市文化財保護審議会委員の委嘱について

藤枝市文化財保護審議会条例（昭和 52 年条例第 10 号）第 3 条及び第 4 条に基づき藤枝市文化財保護審議会委員に委嘱する。

令和 8 年 5 月 21 日 提出
藤 枝 市 教 育 委 員 会
教 育 長 中 村 禎

（提案理由）

藤枝市文化財保護審議会委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱したく提案するものです。

藤枝市文化財保護審議会委員（案）

No.	氏 名	役 職 名 等	新任・再任	備 考
1	磯部 武男	元藤枝市文化財課長・学芸員(埋蔵文化財等)	再任	学識経験
2	川口 円子	静岡産業大学客員研究員(民俗文化財)	再任	学識経験
3	篠原 和大	静岡大学人文社会学部教授(史跡・考古資料等)	再任	学識経験
4	中村 真也	静岡県文化財建造物監理士(建造物)	再任	学識経験
5	前田 利久	元清水国際高校校長(歴史資料・中世史)	新任	学識経験
6	村瀬 隆彦	県立島田高校教諭(歴史資料・近現代史)	再任	学識経験

任 期	令和8年4月1日～令和10年3月31日（任期2年）
-----	---------------------------

変更理由	任期満了による
------	---------

【藤枝市文化財保護審議会条例】（昭和52年条例第10号）抜粋

（設置）

第1条 藤枝市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に藤枝市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。という。)を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議する。

（組織）

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

（委員及び臨時委員）

第4条 委員及び臨時委員は、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから、教育委員会が任命又は委嘱する。

（任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

国際ソロプチミスト藤枝からの大型絵本等の贈呈について

図書課

- 1 趣 旨 平成 26 年度より毎年、子供向けの本を寄贈してくださる国際ソロプチミスト藤枝より、今年も寄贈の申し出を受けたため下記の日程で市長への贈呈式を開催する。
なお、寄贈された資料は、子どもの読書活動に力を入れている岡出山図書館に所蔵し、広く活用を図る。
- 2 日 時 令和 8 年 6 月 2 5 日（木）午後 1 時から
- 3 会 場 藤枝市役所東館 3 階 応接室
- 4 出席者 市長、教育長、教育部長、図書課長

国際ソロプチミスト藤枝
会長 清水 みさ代 様 ほか
- 5 寄贈図書 大型絵本 8 冊、知識絵本 5 冊、児童書 4 冊 計 17 冊
※金額にして 10 万円相当（平成 30 年までは 5 万円相当）

<国際ソロプチミスト藤枝>

国際ソロプチミストは、様々な活動を通じて女性と女兒の生活を向上させるための女性のボランティア組織

【過去の寄贈図書】

年	寄贈の内容
H 2 6	大型絵本 6 冊
H 2 7	おはなし絵本 37 冊
H 2 8	大型絵本 7 冊
H 2 9	科学漫画シリーズ 43 冊
H 3 0	児童書読み物 34 冊、大型絵本 2 冊
R 1	大型絵本 3 冊、ジェンダー絵本 37 冊、おはなし絵本 7 冊、児童書 6 冊
R 2	大型絵本 12 冊、おはなし絵本 4 冊
R 3	大型絵本 7 冊、児童書 15 冊、絵本 8 冊
R 4	大型絵本 6 冊、児童書 3 冊、絵本 21 冊
R 5	大型絵本 5 冊、児童書 16 冊、絵本 6 冊、紙芝居 14 点
R 6	大型絵本 8 冊、外国語絵本 5 冊、あかちゃん絵本 5 冊、児童書 8 冊
R 7	大型絵本 9 冊、紙芝居 4 点
	絵本配送車 (国際ソロプチミスト藤枝認証 30 周年記念寄付)